2　法附則第九条の四の七第一項第一号の政令で定める法令を、法及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六〇年法律第三四号）第一条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）並びにこれらに基づく又はこれらを実施するための命令（これらの法令の改正の際の経過措置を含む。）とすることとした。（第一四条の一五関係）

3　法附則第九条の四の七第一項第一号の政令で定める手続を、法第八七条の二第一項の申出等の手続とすることとした。（第一四条の一六関係）

4　法附則第九条の四の七第三項等に基づき、特定手続に係る規定により、1の申出をした者が被保険者となる期間等があるときに適用する法令として、法その他の被保険者又は被保険者期間に関して定めた法令等を定めることとした。（第一四条の一七～第一四条の一九関係）

5　法附則第九条の四の九第四項の政令で定める保険料を、法附則第九条の四の三に規定する特定保険料等とすることとした。（第一四条の二三関係）

6　法附則第九条の四の九第三項の規定により5の保険料を納付する場合の額を、特定事由がなければ当該保険料を納付するものとした場合におけるその納付すべき額に相当する額とすることとした。（第一四条の二四関係）

7　法附則第九条の四の一一第三項の規定により保険料の追納をする場合に、追納対象期間の各月の保険料の額に加算する額を、特定事由がなければ法第九四条の規定による追納をするものとした場合におけるその追納すべき額に相当する額から、当該追納対象期間の各月の保険料の額を控除した額とすることとした。（第一四条の二五関係）

8　六五歳到達日以後に、法附則第九条の四の八の規定により読み替えられた法附則第九条の四の七第六項の規定により旧保険料免除期間とみなされた期間を有したこと等により、法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金及び旧法による老齢年金の受給資格期間を満たした場合は、支給要件に該当するものとみなして、これらの年金を支給することとした。（第一四条の二九～第一四条の三三関係）

9　旧法による通算老齢年金及び旧法による老齢年金の受給権は、8により旧法による老齢年金の受給権を取得したことにより、消滅するものとすることとした。（第一四条の三四関係）

10　この政令は、政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第六四号）附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日（平成二八年四月一日）から施行することとした。

政　令

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十二号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第二項及び第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「三」を「二」に改め、同条に次の一号を加える。

三十一　ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル

第七条の表第二号上欄中「三」を「二」に改め、同表に次のように加える。

十五　ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル	一　木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 二　防腐木材、防虫木材及びかび防止木材 三　防腐合板、防虫合板及びかび防止合板 四　にかわ

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、同年十月一日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
経済産業大臣　林　幹雄
環境大臣　大塚　珠代
内閣総理大臣　安倍　晋三

国民年金法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十三号

国民年金法施行令の一部を改正する政令

内閣は、政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）の一部の施行に伴い、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）附則第九条の四の二第三項、第九条の四の七第一項第一号、第三項から第六項まで及び第十一項、第九条の四の八、第九条の四の九第四項及び第十項、第九条の四の十第八項、第九条の四の十一第五項、第六項及び第八項並びに第九条の四の十二の規定に基づき、この政令を制定する。